

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月30日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第20号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年総社市規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇の日数) 第14条 <u>条例第13条第1項に規定する年次有給休暇の基準日は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。</u></p>	<p>(年次有給休暇の日数) 第14条 <u>条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</u> <u>(1) 当該年の中途において、新たに職員となった職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）</u> <u>(2) 当該年において、地方公営企業労働関係法適用職員等（条例第13条第1項第3号に規定する地方公営企業労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 地方公営企業労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員</u> 1月1日</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 4月1日</p> <p>2 <u>条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数とする。</u></p> <p>(1) <u>当該年の中途において、新たに職員となった職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数欄に掲げる日数（以下この条において「基本日数」という。）</u></p> <p>(2) <u>当該年において、地方公営企業労働関係法適用職員等（条例第13条第1項第4号に規定する地方公営企業労働関係法適用職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの、地方公営企業労働関係法適用職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）</u></p> <p>3 <u>条例第13条第1項第4号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であつて引き続き当該年に地方公営企業労働関係法適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。</u></p> <p>4 <u>条例第13条第1項第4号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。</u></p> <p>5 <u>略</u></p> <p>第14条の2 <u>条例第2条第3項に規定する職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数（その日数</u></p>	<p><u>（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）</u></p> <p>2 <u>条例第13条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であつて引き続き当該年に地方公営企業労働関係法適用職員等になり引き続き再び職員となったものとする。</u></p> <p>3 <u>条例第13条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあつては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあつては、基本日数）とする。</u></p> <p>4 <u>略</u></p> <p>第14条の2 <u>育児短時間勤務職員等の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数（その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数</u></p>

改正後	改正前
<p>が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。以下この項において同じ。）とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）<u>年次有給休暇の日数</u>に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>2 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第13条第1項第1号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一</p>	<p>を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数。以下この項において同じ。）とする。</p> <p>(1) 斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）<u>20日</u>に斉一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数</p> <p>(2) 不斉一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項の規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数</p> <p>2 1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては条例第13条第1項第1号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの項の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。</p> <p>(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この項において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一</p>

改正後	改正前																												
<p>型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）</u>）第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) 略</p> <p>(年次有給休暇の繰越し)</p> <p>第15条 年次有給休暇の繰越しは、<u>前条及び条例第13条第1項</u>に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年に職員が請求しなかった年次有給休暇の日数（時間を含む。以下「年次有給休暇の残日数」という。）があるときは、別表第2に定めるところによりその者の勤務年数に対応する繰越限度日数を基準として、年次有給休暇の残日数が繰越限度日数以内である場合はその日数を、年次有給休暇の残日数が繰越限度日数を超える場合は繰越限度日数に相当する日数をその翌年に限り繰り越すことができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>地公法</u>第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合 その計画の実施に伴い必要と認める日又は時間</p> <p>別表第1（第14条関係）</p> <p><u>再任用職員以外の職員</u></p> <table border="1" data-bbox="165 1267 1106 1305"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p><u>再任用職員</u></p> <table border="1" data-bbox="165 1345 1106 1425"> <tr> <td>発令の日の属</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> <td>月</td> </tr> </table>	略	発令の日の属	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	<p>型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（<u>育児休業法第17条</u>の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率</p> <p>(2) 略</p> <p>(年次有給休暇の繰越し)</p> <p>第15条 年次有給休暇の繰越しは、<u>前条第1項</u>に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年に職員が請求しなかった年次有給休暇の日数（時間を含む。以下「年次有給休暇の残日数」という。）があるときは、別表第2に定めるところによりその者の勤務年数に対応する繰越限度日数を基準として、年次有給休暇の残日数が繰越限度日数以内である場合はその日数を、年次有給休暇の残日数が繰越限度日数を超える場合は繰越限度日数に相当する日数をその翌年に限り繰り越すことができる。</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間又は時間は、当該各号に掲げる期間又は時間とする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</u>第42条の規定により、あらかじめ計画された厚生計画の実施の場合 その計画の実施に伴い必要と認める日又は時間</p> <p>別表第1（第14条関係）</p> <p><u>年の中途において新たに職員となった者の年次有給休暇日数表</u></p> <table border="1" data-bbox="1133 1267 2074 1305"> <tr> <td>略</td> </tr> </table>	略
略																													
発令の日の属	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																	
略																													

改正後													改正前												
する月																									
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日													
別表第2（第15条関係）													別表第2（第15条関係）												
略													年次有給休暇繰越限度日数表												
略													略												
備考 勤務年数の1年については、職員が採用された日から最初に到来する12月31日（再任用職員については3月31日）までを1年とみなす。													備考												
													<u>1 「勤務年数」は、職員が採用された日からその年の12月31日までを1年とみなし、以後暦年をもって勤務年数を算定する。</u> <u>2 この表は、暦年末における職員の勤務年数別の繰越限度日数を示す。</u>												

附 則  
この規則は、平成27年4月1日から施行する。